

## 具志頭地域における建築確認申請・建築工事届について

- 具志頭地域は、都市計画区域外です。「用途なし」  
(字安里、新城、大頓、具志頭、後原、仲座、長毛、玻名城、港川、与座)
- 建築確認申請が必要な建築物。(裏面参照)
  - 1号建築物。特殊建築物で、床面積が200㎡を超えるもの。
  - 2号建築物。木造建築物で、いずれかに該当するもの。
    - (1) 3階建て以上 (2) 延べ面積が500㎡を超えるもの
    - (3) 高さ13mを超えるもの (4) 軒高9mを超えるもの
  - 3号建築物。木造以外の建築物で、2階建以上または延べ面積が200㎡を超えるもの。
- ★建築確認申請のお問い合わせは、沖縄県南部土木事務所 建築班へご相談ください。
- 上記以外は、「建築工事届」を2部+1部\*作成し、八重瀬町役場 都市整備課へ提出して下さい。後日、受理書を添付し1部返却致します。
- 建築工事届 添付書類一覧(2部)
  - 建築工事届「第一面から第四面(沖縄県様式)」
  - 委任状・・・建築主から委任されている場合
  - 土地登記簿謄本・・・写し
  - 土地地積図(公図)・・・写し
  - 案内図・配置図・・・配置図に接続道路名称(町道〇〇線、農道〇〇線、町管理道路、町管理地、私有地等)及び道路幅員(現況幅員)を記入
  - 敷地面積求積図・建築面積求積図・延床面積求積図
  - 平面図・・・浄化槽(既設側溝等の接続先まで)又は下水道(本管接続先まで)も図示
  - 立面図・・・八重瀬町景観計画に基づく外壁面の色彩(マンセル値)を図面に記入
  - 断面図
  - 敷地の現況写真撮影位置図・敷地の現況写真
    - ・・・敷地が分かりやすいように4枚程度
  - 農地転用許可書または農地転用許可受理証明書
    - ・・・登記地目又は現況地目が畑の場合(現況地目は八重瀬町農業委員会へ確認)
  - 文化財の有無・・・八重瀬町教育委員会 生涯学習文化課(具志頭歴史民俗資料館)へ指定様式にて照会し、回答書を添付

\*建築工事届(第一面から第四面)・案内図・配置図のみ、別途で更に1部提出して下さい。(ファイリング等の必要はありません)

## 建築基準法

### 第2条

#### 二 特殊建築物

学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

#### 確認申請を要する建築物(建築基準法第6条第1項)

法令	用途・構造	規模	工事種別	消防局
法第6条 第1項	1号 下記の用途に供する特殊建築物。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場。</li> <li>・病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等(令19条参照)。</li> <li>・学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場。</li> <li>・百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)</li> <li>・倉庫。</li> <li>・自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ。</li> </ul>	用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの。	建築(新築・増築・改築、移転)大規模の修繕、大規模の模様替、特殊建築物への用途変更	同意
	2号 木造の建築物。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3以上の階数を有すもの。</li> <li>・延面積が500㎡を超えるもの。</li> <li>・高さが13mもしくは軒の高さが9mを超えるもの。</li> </ul>		
	3号 木造以外の建築物。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2以上の階数を有すもの。</li> <li>・延面積が200㎡を超えるもの。</li> </ul>		
	4号 1号～3号以外の全ての建築物。			建築

※本表に該当し確認申請したものの「計画変更」は、「軽微な変更」を除き確認申請を要する。